



県養護学校跡地活用の協議が始まりました！

6月13日から29日までの会期17日間で行われていた平成29年第二回定例会（6月議会）で、大園たつや市議が県養護学校跡地の活用について個人質疑を行い、県と市の協議が始まっていることを明らかにしました。

昨年9月、県当局は同跡地17,462㎡について、市に買い受ける要望が無いが、地域住民からドクターヘリのランデブーポイントやウォーキングスペースなどの暫定活用が要望されていることを付して照会しました。

市は協議の場を設けるよう回答し、今年に入ってから二回の協議が行われています。

日本共産党市議団は、これまで「すみよい吉野をつくる会」

県養護学校跡地をめぐる経過

平成28年9月

——県が同跡地について買受要望が無いが市に照会

平成28年12月

——市が跡地活用の協議の場を設けるよう県に回答

平成29年2月6日、5月30日

——県と市が同跡地の取扱いについて協議



の皆さんと「吉野の中心にふさわしい施設の設置」を求めて、1,076筆の署名を市当局に提出し要望してきました。そのことを踏まえ、今後の基本的な考え方を質問したところ企画財政局長は「一義的には土地所有者である県が、検討されるべきものであろうと考えておりますが、本市といたしましては、地域住民からの要望を踏まえ、引き続き、県と協議してまいりたい。」と答弁しました。

区画整理区域内は建設できない？

県養護学校跡地は、吉野第二地区土地区画整理事業の予定区域内にありますが、公共施設を建築する場合の制限について質問しました。現在は都市計画法に基づく制限がありますが、許可申請をすれば建築可能。用途地域は第一種低層住居専用区域で、大学や専門学校を除く学校・図書館などが建築可能です。土地区画整理事業が始まった場合でも許可申請すれば建設できます。土地の減歩や仮換地は、他の宅地と原則同じ扱いです。

吉野交番の移転計画は？

平成29年度中に県道側の土地に建設・移転する計画です。約2,000㎡を使う計画で、現在、同跡地は県教育委員会から県警へ所有が移っています。



吉野の中心にふさわしい施設の設置に 全力を尽くします！！